

私道内共同排水設備工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する処理区域内の私道に接する家屋の水洗化を促進するため、共同で設置する排水設備の工事に要する経費に対し、排水義務者に補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 私道 宅地等の一部で、当該宅地等と公道を接続する通路として使用されているものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号及び第5号に規定するものは除く。
- (2) 共同管 法第10条第1項に規定する排水設備で、2戸（集合住宅の場合は1棟を1戸とし、複数の家屋であっても所有者が同じ場合は1戸とみなして算定する。また、家屋の敷地が公共下水道の設置されている道路に面している家屋は算定から除外する。）以上の所有者の異なる既存家屋からの汚水を排除するために共同で使用する排水管（当該排水管の設置に付随して必要な取付管、検査口、掃除口等を含む。）で、私道に設置されるものをいう。

(適用除外)

第3 この要綱は、公共下水道の供用が開始された区域において、供用開始日後に整備される私道については適用しない。

(補助金の交付要件)

第4 補助対象共同管を設置する場合には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 私道の所有者が共同管の設置を承諾していること。
- (2) 供用開始日から1年以内に、私道内共同排水設備工事補助金交付申請書と同時に、共同管を使用する全ての排水義務者（市税を滞納していない者に限る。）が、排水設備工事計画確認申請書を長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しており、遅滞なく排水設備の設置を行うこと。
- (3) 当該共同管を利用する宅地等に係る受益者負担金又は受益者分担金の滞納がないこと。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象工事費（共同管の工事費）の2分の1以内とし、

40万円を限度とする。この場合、補助対象工事費とは上下水道局の積算基準に基づいて算出した金額とする。

(補助金の交付申請)

第6 共同管の設置を希望する者は、代表者を定め、私道内共同排水設備工事補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 共同管設置承諾書（様式第2号）
- (2) 共同管共用者届（様式第3号）
- (3) 市税の納付確認に関する同意書（様式第4号）
- (4) 共同管の位置図
- (5) 私道に係る公図の写し
- (6) 私道に係る登記事項証明書
- (7) 共同管布設工事設計書（見積書）
- (8) 共同管布設工事設計図（平面図、縦断図、位置図等）
- (9) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 管理者は、第6の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、私道内共同排水設備工事変更申請書（様式第5号）又は私道内共同排水設備工事中止・廃止申請書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了したときは、私道内共同排水設備工事实績報告書（様式第6号）を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 管理者は、第9の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地確認等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11 管理者は、第9の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当

(私道内共同排水設備工事補助金交付要綱)

該補助事業者に対しこれらに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

(補助金の交付)

第12 第10の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、私道内共同排水設備工事補助金交付請求書（様式第7号）を管理者に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13 管理者は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他この要綱又はこれに基づき管理者が行う処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第10の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に公共下水道の供用の開始をしている区域内の排水義務者に対する第4第1項第2号の規定の適用については、同号中「供用開始日から1年以内」とあるのは、「この要綱の施行の日から1年以内」とする。

附 則（平成12年5月1日）から

附 則（平成20年4月1日）まで略

様式（省略）